

令和6年4月1日から

3歳未満の保育園(所)、認定こども園などを利用する

子どもたちの保育料を無償化しています。

令和6年4月から、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境の充実を図るため、保育園(所)、認定こども園等を利用している0歳から2歳までにかかる保育料を無償としています。

令和6年3月まで

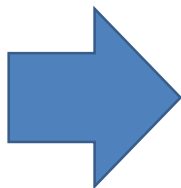
0～2歳児

有償

※第3子目以降及び住民税
非課税世帯は無償

3～5歳児

無償



令和6年4月から

0～5歳児

**保育料
無償**

※3歳以上児はすでに無償としています。

※延長保育料等の実費負担分は、これまでどおり自己負担となります。

対象者

市内に住所を有し居住している3歳未満児で、保育の必要性があると認められる児童

手続き

【認可保育所、認定こども園】

⇒手続き不要

【認可外保育施設、企業主導型保育施設】

⇒①市に申請書を提出し、保育の必要性の認定を受ける

②施設に保育料の支払い

③市へ請求(保育料の領収書の写し等を添付)〔月額42,000円を上限に補助〕

問い合わせ先：天草市健康福祉部子育て支援課

TEL:0969-27-5400

MAIL : kosodatesien@city.amakusa.lg.jp